

令和 8 年 第 4 回

筑紫野市議会定例会議案書

筑 紫 野 市

令和 8 年 8 月 2 6 日提案

(余白)

令和 8 年第 4 回筑紫野市議会定例会議案目録

諮問第 2 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて -----	7
認定第 1 号	令和 7 年度筑紫野市一般会計歳入歳出決算の認定について -----	9
認定第 2 号	令和 7 年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について -----	1 1
認定第 3 号	令和 7 年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について -----	1 3
認定第 4 号	令和 7 年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算の認定について -----	1 5
認定第 5 号	令和 7 年度筑紫野市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について -----	1 7
認定第 6 号	令和 7 年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について -----	1 9
認定第 7 号	令和 7 年度筑紫野市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について -----	2 1
認定第 8 号	令和 7 年度筑紫野市二日市財産区特別会計歳入歳出決算の認定について -----	2 3
認定第 9 号	令和 7 年度筑紫野市御笠財産区特別会計歳入歳出決算の認定について -----	2 5
認定第 1 0 号	令和 7 年度筑紫野市平等寺山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について -----	2 7
認定第 1 1 号	令和 7 年度筑紫野市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について -----	2 9

認定第 1 2 号	令和 7 年度筑紫野市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定 について -----	3 1
報告第 9 号	地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和 7 年度筑 紫野市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について -----	3 3
報告第 1 0 号	筑紫野市土地開発公社事業等の報告について -----	3 5
報告第 1 1 号	公益財団法人筑紫野市文化振興財団事業等の報告について -----	3 7
議案第 4 5 号	筑紫野市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例の一部を 改正する条例の制定について -----	3 9
議案第 4 6 号	筑紫野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例等の一部を改正する条例の制定について -----	4 1
議案第 4 7 号	筑紫野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関 する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について ----	4 7
議案第 4 8 号	筑紫野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定め る条例の一部を改正する条例の制定について -----	5 5
議案第 4 9 号	工事請負契約の締結について -----	5 7
議案第 5 0 号	工事請負契約の締結について -----	5 9
議案第 5 1 号	工事請負契約の締結について -----	6 1
議案第 5 2 号	令和 8 年度筑紫野市一般会計補正予算（第 2 号）について -----	6 3
議案第 5 3 号	令和 8 年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号） について -----	6 5
議案第 5 4 号	令和 8 年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 （第 1 号）について -----	6 7
議案第 5 5 号	令和 8 年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計補正予算（第 1 号） について -----	6 9

議案第 5 6 号	令和 8 年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）に ついて -----	7 1
議案第 5 7 号	令和 8 年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について -----	7 3

(余白)

諮問第 2 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和8年8月26日提出

筑紫野市長 平 井 一 三

記

氏 名	いけ だ まさ お 池 田 正 歩（60歳）
-----	---------------------------

住 所	筑紫野市岡田
-----	--------

理 由

池田正歩氏が令和8年12月31日をもって任期満了となるため

経 歴 書

氏 名 いけ だ まさ お
池 田 正 歩 (60歳)

住 所 筑紫野市岡田

学 歴

昭和63年 3月 福岡教育大学教育学部卒業

職 歴

昭和63年 4月 福岡県教育委員会採用
那珂川町立那珂川中学校教諭

平成 3年 4月 太宰府市立学業院中学校教諭

平成12年 4月 筑紫野市立二日市中学校教諭

平成21年 4月 筑紫野市立筑紫野南中学校教諭

平成23年 4月 福岡県教育庁教育振興部人権・同和教育課指導主事

平成28年 4月 太宰府市立太宰府中学校教頭

平成31年 4月 太宰府市立学業院中学校教頭

令和 2年 4月 太宰府市立学業院中学校副校長

令和 3年 3月 福岡県教育委員会退職

令和 3年11月 筑紫野市会計年度任用職員採用
人権政策・男女共同参画課

令和 4年 3月 筑紫野市会計年度任用職員退職

令和 6年 2月 株式会社NKSC入社 現在に至る

公職歴・その他

平成23年 4月 福岡県社会人権・同和教育担当者協議会参事就任

平成28年 3月 福岡県社会人権・同和教育担当者協議会参事退任

令和 6年 1月 人権擁護委員就任 現在に至る

認定第 1 号

令和 7 年度筑紫野市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度筑紫野市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 2 6 日提出

筑紫野市長 平 井 一 三

(余白)

認定第 2 号

令和 7 年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度
筑紫野市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議
会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 2 6 日提出

筑紫野市長 平 井 一 三

(余白)

認定第 3 号

令和 7 年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の
認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度
筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付
けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 2 6 日提出

筑紫野市長 平 井 一 三

(余白)

認定第4号

令和7年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年8月26日提出

筑紫野市長 平 井 一 三

(余白)

認定第 5 号

令和 7 年度筑紫野市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度筑紫野市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 2 6 日提出

筑紫野市長 平 井 一 三

(余白)

認定第 6 号

令和 7 年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 2 6 日提出

筑紫野市長 平 井 一 三

(余白)

認定第 7 号

令和 7 年度筑紫野市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度
筑紫野市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議
会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 2 6 日提出

筑紫野市長 平 井 一 三

(余白)

認定第 8 号

令和 7 年度筑紫野市二日市財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度筑紫野市二日市財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 2 6 日提出

筑紫野市長 平 井 一 三

(余白)

認定第 9 号

令和 7 年度筑紫野市御笠財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度筑紫野市御笠財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 2 6 日提出

筑紫野市長 平 井 一 三

(余白)

認定第 10 号

令和 7 年度筑紫野市平等寺山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度筑紫野市平等寺山財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 26 日提出

筑紫野市長 平 井 一 三

(余白)

認定第 1 1 号

令和 7 年度筑紫野市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第 3 2 条第 2 項の規定により、令和 7 年度筑紫野市水道事業会計決算に伴う剰余金の処分について議決を求め、同法第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 7 年度筑紫野市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 2 6 日提出

筑紫野市長 平 井 一 三

(余白)

認定第 1 2 号

令和 7 年度筑紫野市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第 3 2 条第 2 項の規定により、令和 7 年度筑紫野市下水道事業会計決算に伴う剰余金の処分について議決を求め、同法第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 7 年度筑紫野市下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 2 6 日提出

筑紫野市長 平 井 一 三

(余白)

報告第 9 号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和 7 年度
筑紫野市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第 3 条第 1 項及び同法第 2 2 条第 1 項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて報告する。

令和 8 年 8 月 2 6 日提出

筑紫野市長 平 井 一 三

令和7年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率

1 健全化判断比率 (単位：％)

区 分	実質赤字 比 率	連結実質 赤字比率	実質公債費 比 率	将来負担 比 率
筑 紫 野 市	—	—	1.2	—

備考 実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、数値なし。

算定結果がマイナスとなったため、将来負担比率は、数値なし。

2 資金不足比率 (単位：％)

特別会計等の名称	資金不足比率
水道事業会計	—
下水道事業会計	—
農業集落排水事業特別会計	—

備考 資金不足額がないため、資金不足比率は、数値なし。

報告第10号

筑紫野市土地開発公社事業等の報告について

令和7年度筑紫野市土地開発公社事業内容等を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により報告する。

令和8年8月26日提出

筑紫野市長 平 井 一 三

(余白)

報告第 1 1 号

公益財団法人筑紫野市文化振興財団事業等の報告について

令和 7 年度公益財団法人筑紫野市文化振興財団事業内容等を、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 8 月 2 6 日提出

筑紫野市長 平 井 一 三

(余白)

議案第 4 5 号

筑紫野市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 8 月 2 6 日

筑紫野市長 平 井 一 三

筑紫野市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

筑紫野市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例(平成8年筑紫野市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第67号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第2条第2号及び第3号中「地方自治法」を「法」に改め、同条第4号中「地方自治法」を「法」に、「精算人」を「清算人」に改める。

第3条第2項中「昭和47年筑紫野町条例第38号」を「平成10年筑紫野市条例第33号」に改める。

第4条中「第29号)第21条第2項」を「第29号。以下「施行規則」という。)第18条の3第1項」に、「うえ」を「上」に改める。

第5条中「数量は、」の次に「1認可地縁団体につき」を加え、同条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同条第4号中「前三号」を「前3号」に改める。

第7条中「地方自治法」を「法」に改める。

第9条第1項第2号中「地方自治法」を「法」に改め、同項第4号中「前三号」を「前3号」に改め、同条第2項中「うえ」を「上」に改める。

第11条第1項中「地方自治法施行規則第19条第1項第1号ト」を「施行規則第18条の3第1項第7号」に改める。

第13条第2項中「うえ」を「上」に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

議案第 4 6 号

筑紫野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
等の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 8 月 2 6 日

筑紫野市長 平 井 一 三

筑紫野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等
の一部を改正する条例

(筑紫野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 筑紫野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年筑紫野市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条中「場合」の次に「若しくは同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合」を加える。

第6条第1項中「事項」の次に「(法第6条の3第10項第3号に掲げる事業(以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。))を行う事業者(以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。))にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項)」を加え、同項第3号中「家庭的保育事業者等」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。))」を加え、同条第7項中「ものに限る。))」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加える。

第13条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

第17条第2項中「又は第13条」を「、第13条第1項又は第13条の2」に改める。

第18条第6号中「利用定員」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員)」を加える。

第27条中「小規模保育事業B型」及び「小規模保育事業C型」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)」を加える。

第29条第2項第3号中「第6条の3第10項第2号」の次に「又は第3号」を加え、同条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障がい児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障がい児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士(附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第31条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けるこ

とができる体制を確保しなければならない。

第35条中「第6条の3第10項」を「第6条の3第10項第1号」に改める。

第44条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士(附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第47条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第48条中「と、同条第4号中「次号」とあるのは「第48条において準用する第28条第5号」」を削る。

附則第3条中「家庭的保育事業者等(」の次に「満3歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

附則第6条中「家庭的保育事業等」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)」を加える。

附則第9条中「法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項」を「福岡県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含み、第29条第3項、第4項、第44条第3項若しくは第4項」に、「保育士の数(前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。)」を「前2条の規定の適用がないものとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定される保育士の数」に改める。

(筑紫野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 筑紫野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(令和6年筑紫野市条例第27号)の一部を次のように改正する。

附則第2条中「当分の間」を「令和10年3月31日までの間」に改め、「改正後の筑紫野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の次に「(次条において「改正後の家庭的保育事業等基準条例」という。)」を、「規定」の次に「(満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)」を加え、同条の次に次の1条を加える。

第3条 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすお

それがあるときは、当分の間、改正後の家庭的保育事業等基準条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定(満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)は、適用しない。

この場合において、この条例による改正前の筑紫野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定(満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中筑紫野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第13条の改正規定 令和8年12月25日
- (2) 第1条中筑紫野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第17条の改正規定 健康保険法等の一部を改正する法律(令和8年法律第31号)附則第1条第6号に定める日

(余白)

議案第 4 7 号

筑紫野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 8 月 2 6 日

筑紫野市長 平 井 一 三

筑紫野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

筑紫野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年筑紫野市条例第13号)の一部を次のように改正する。

目次中「・第52条」を「一第52条」に改める。

第2条第6号を次のように改める。

(6) 満3歳未満等小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項第1号及び第2号に規定する小規模保育事業をいう。

第2条第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 満3歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項第3号に規定する小規模保育事業をいう。

第2条第11号の次に次の3号を加える。

(11)の2 教育認定子ども 法第27条第1項に規定する教育認定子どもをいう。

(11)の3 満3歳以上保育認定子ども 法第27条第1項に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。

(11)の4 保育認定子ども 法第29条第2項に規定する保育認定子どもをいう。

第6条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。)」に改め、同条第4項中「選考方法」の次に「又は前項に規定する選考の方法」を加える。

第7条第2項中「法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第9条第1項中「当該申請」を「教育・保育給付認定の申請」に改める。

第12条の見出しを「(特定教育・保育の提供の記録)」に改める。

第13条第4項第3号イ中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

も」に改め、同号ロ中「以下ロ」を「以下このロ」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第20条第7号中「第6条第2項及び第3項」を「第6条第2項」に改め、「選考方法」の次に「及び同条第3項に規定する選考の方法」を加える。

第22条の見出しを「(利用定員の遵守)」に改める。

第25条中「幼稚園」を「学校教育法第1条に規定する幼稚園」に、「学校教育法」を「同法」に改める。

第35条第1項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」に、「同条第4項第3号ロ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号ロ(イ)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号ロ(ロ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号ロ(ロ)中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第36条第1項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第4項第3号ロ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」

を「同条第4項第3号ロ(イ)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号ロ(ロ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号ロ(ロ)中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第37条第1項中「第28条」を「第27条」に、「第31条」を「第27条」に、「第33条」を「第27条」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。))を除く。)は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

(1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第37条に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。)は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第39条第2項中「特定地域型保育事業者」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。))」を、「この章」の次に「(第43条第1項を除く。))」を加え、同条第4項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項の特定地域型保育事業者は、前項の選考方法」を「前2項の特定地域型保育事業者は、前2項に規定する選考の方法」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。)は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家

族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第40条第2項及び第41条中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第42条第1項第1号中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第3号中「により特定地域型保育」を「(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。)により特定地域型保育(満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項及び第12項において同じ。)」に改め、「その他の」の次に「法第19条第3号に掲げる」を加え、「以下この号及び」を削り、同条第7項各号列記以外の部分中「ものに限る。)」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加え、同条中第11項を第12項とし、第10項を第11項とし、同条第9項中「第1項第1号及び第2号」を「同項第1号及び第2号」に改め、同項を同条第10項とし、同条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。)は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」を加える。

第46条第7号中「に規定する選考方法」を「及び第3項に規定する選考の方法」に改める。

第47条第1項及び第2項ただし書中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第48条の見出しを「(利用定員の遵守)」に改める。

第49条第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第50条中「満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に、「第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項」を「第14条第1項」に、「と読み替える」を「と、第25条中「各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)」

とあるのは「各号」と読み替える」に改める。

第51条第1項中「が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。)が教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「次条第1項」を「第52条第1項」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「をいう。次条第3項」の次に「及び第52条第3項」を、「、この章()の次に「第37条第3項、第39条第3項及び」を加え、「を含む。次条第3項」を「を含む。第52条第3項」に改め、「以下この章」の次に「(第43条第1項を除く。)」を加え、「同条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」を「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。)」に、「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」を「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第51条の2 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。)が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域

型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章(第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。)の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子どもの」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子どもの」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号イ又はロに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項中「が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。)が満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項)」を「満3歳未満保育認定子ども(第51条第1項)」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」を加え、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう」を「特定満3歳以上保育認定子どもを除く」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 48 号

筑紫野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 8 月 26 日

筑紫野市長 平 井 一 三

筑紫野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

筑紫野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年筑紫野市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第13条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和8年12月25日から施行する。

議案第49号

工事請負契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年筑紫野町条例第2号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年8月26日提出

筑紫野市長 平 井 一 三

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 工 事 名 | 二日市小学校教室棟改築建築工事 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 金1,699,500,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 住 所 福岡市博多区板付4丁目6番33号
氏 名 北洋・入江特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社北洋建設
代表取締役 脇山 章太 |

理 由

二日市小学校教室棟改築建築工事契約を締結するため

工 事 概 要 書

- 1 工 事 名 二日市小学校教室棟改築建築工事
- 2 工事場所 筑紫野市二日市西二丁目2番1号
- 3 工事概要 (1) 校舎建築
鉄筋コンクリート造、地上3階建、延床面積 4,831.95㎡
(2) 渡り廊下撤去改修
鉄骨造、建築面積 34.35㎡
- 4 工事期間 自 議会議決を通知した翌日
至 令和10年2月28日
- 5 入札参加者 北洋・入江特定建設工事共同企業体

議案第50号

工事請負契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年筑紫野町条例第2号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年8月26日提出

筑紫野市長 平 井 一 三

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 工 事 名 | 二日市小学校教室棟改築電気設備工事 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 金314,392,100円 |
| 4 | 契約の相手方 | 住 所 福岡市博多区浦田1丁目5番21号
氏 名 株式会社イチデン
代表者 代表取締役 中市 貴博 |

理 由

二日市小学校教室棟改築電気設備工事契約を締結するため

工 事 概 要 書

- 1 工 事 名 二日市小学校教室棟改築電気設備工事
- 2 工事場所 筑紫野市二日市西二丁目2番1号
- 3 工事概要 電気設備工事一式
(受変電設備、照明器具取付設備、情報通信網設備、
インターホン設備、コンセント分岐 他)
- 4 工事期間 自 議会議決を通知した翌日
至 令和10年2月28日
- 5 入札参加者 株式会社クラフティア福岡南営業所
株式会社イチデン

議案第 5 1 号

工事請負契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年筑紫野町条例第2号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年8月26日提出

筑紫野市長 平 井 一 三

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 工 事 名 | 二日市小学校教室棟改築空調設備工事 |
| 2 | 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契 約 金 額 | 金 1 5 1 , 4 1 5 , 0 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 住 所 筑紫野市杉塚六丁目10番7号
氏 名 中央設備株式会社
代表者 代表取締役 堺 博紀 |

理 由

二日市小学校教室棟改築空調設備工事契約を締結するため

工 事 概 要 書

- 1 工 事 名 二日市小学校教室棟改築空調設備工事
- 2 工事場所 筑紫野市二日市西二丁目2番1号
- 3 工事概要 空調設備工事一式
- 4 工事期間 自 議会議決を通知した翌日
至 令和10年2月28日
- 5 入札参加者 中央設備株式会社

議案第 5 2 号

令和 8 年度筑紫野市一般会計補正予算（第 2 号）について

上記の予算案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 8 月 2 6 日

筑紫野市長 平 井 一 三

(余白)

議案第 53 号

令和 8 年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）に
ついて

上記の予算案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 8 月 26 日

筑紫野市長 平 井 一 三

(余白)

議案第 5 4 号

令和 8 年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）
について

上記の予算案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 8 月 2 6 日

筑紫野市長 平 井 一 三

(余白)

議案第 55 号

令和 8 年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計補正予算（第 1 号）に
ついて

上記の予算案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 8 月 26 日

筑紫野市長 平 井 一 三

(余白)

議案第 56 号

令和 8 年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について

上記の予算案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 8 月 26 日

筑紫野市長 平 井 一 三

(余白)

議案第 57 号

令和 8 年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
について

上記の予算案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 8 月 26 日

筑紫野市長 平 井 一 三